

事務連絡  
令和2年9月24日

市内障害福祉サービス等事業者 各位

東久留米市福祉保健部障害福祉課

令和2年度東久留米市新型コロナウイルス対応障害福祉サービス  
事業者支援金について（通知）

日頃より、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、当市にて新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、事業運営を継続する事業者を支援することを目的として、下記のとおり支援金事業を実施することといたしました。

交付対象に該当する場合は、当支援金の申請についてご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 対象事業者 令和2年9月1日時点において、東久留米市内で障害福祉サービス事業所・施設等を運営し、令和2年4月～6月に市民に対してサービス提供した実績のある者
- 2 支援金の額 1事業当たり10万円を上限とする
- 3 対象経費
  - ・感染症の拡大を予防するための経費
  - ・事業を継続するための経費
- 4 申請方法 申請書兼請求書及び関係書類を市に提出（原則として郵送）
- 5 申請期限 令和3年2月1日（月）
- 6 備考
  - ・「【別紙1】支援金の申請について」「【別紙2】支援金申請の手引き」につきましてもご参照ください。
  - ・申請様式等は東久留米市ホームページに掲載しております。  
<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015075/1015076/1015077.html>
  - ・事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
  - ・本支援金とは別に、障害福祉サービス等従事者に対する応援金の支給を予定しております。詳細につきましては改めてお知らせいたします。

お問い合わせ先  
東久留米市福祉保健部障害福祉課管理係  
電話：042-470-7747  
FAX：042-475-8181  
メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp